

各務原市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業 プロポーザル募集要領

1 趣旨

本要領は、現在建設工事を行っている各務原市新本庁舎（令和3年秋開庁予定）に、来庁者の利便性の向上、混雑緩和及び待ち時間の快適化を目指し、広告付き窓口番号案内システム（以下「システム」という。）を設置するに当たり、業務の目的及び内容等が最も適した事業者を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

2. 業務概要

(1) 業務名

各務原市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業

(2) 業務内容

別紙「各務原市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

協定締結の日を始期とし、終期は令和8年9月30日とします。ただし、各務原市新本庁舎の開庁が令和3年10月1日以降になったときは、システムの運用期間を5年間確保するため、協議により終期を延長するものとします。

(4) 費用負担

設置事業者は、民間企業等から広告主を募集し、広告表示モニターに広告を掲載することで得られる広告収入により、システムの設置及び管理経費を賄うものとします。

(5) 機器等の設置時期

システムの運用にあたり、機器等の調整及び操作研修等に要する期間を考慮し、市と事業者が協議のうえ、決定した時期とします。

3. 参加資格要件

法人とし、システムの設置及び管理業務を履行できる能力があると認められる事業者であれば応募できます。ただし、以下の項目に掲げる者は、参加者又は参加者の構成員になることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による資格停止の期間中にある者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者であって、決定がなされていない者
- (4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市町村民税の滞納がある者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者
- (6) 「各務原市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成22年6月19日付け各務原市長・各務原警察署長）に基づく排除措置の期間がある者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者

4. プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
①募集要領等の公表・配布	令和3年1月15日（金）
②質問書提出期限	令和3年1月29日（金）
③質問に対する回答	令和3年2月 5日（金）
④企画提案申込書等提出期限	令和3年2月18日（木）
⑤プレゼンテーション、ヒアリング及び審査	令和3年2月26日（金）
⑥選定結果の通知	令和3年3月上旬（予定）
⑦協定の締結	令和3年3月中旬（予定）

(2) 募集要領等の公表・配布

①配布開始日：令和3年1月15日（金）

②配布場所及び配布方法：

ア 各務原市役所市民生活部市民課（以下「市民課」といいます。）にて配布

イ 各務原市公式ウェブサイトからダウンロード

各務原市公式ウェブサイト(URL：<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>)に資料の電子データを掲載する。

(3) 募集要領等に関する質問受付、回答

①質問書の様式：質問書（様式第1号）を使用すること

②質問書提出期限：令和3年1月29日（金）午後4時（必着）

③質問書提出方法：

ア 電子メールで提出することとし、質問書を送信した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと

イ 件名は「各務原市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業質問書」とすること

ウ 電子メールアドレス：E-mail:simin@city.kakamigahara.gifu.jp

④回答期日及び回答方法：

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年2月5日（金）に各務原市ウェブサイトに掲載します。質問に対する回答は、本実施要領の追加又は修正とみなします。

(4) 企画提案申込書等の作成・提出

①企画提案申込書等提出期限：令和3年2月18日（木）午後5時15分（必着）

②提出書類

ア 各務原市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業企画提案申込書（様式第2号）

イ 企画提案書

サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をしてください。以下の事項を必ず記載してください。

- ・システム等の概要及び仕様（設置機器の機能及び操作方法等含む）
- ・システム等に関する独自の提案、工夫など
- ・実施スケジュール
- ・広告の募集、制作方法、放映方法及び映像構成
- ・広告の審査及び確認体制
- ・行政情報の制作方法、放映方法及び映像構成
- ・実施体制（定例の保守・普通時及び緊急時の対応等）
- ・仕様書以外の提案

ウ 法人概要書（様式第3号）

エ 証明書（企画提案申込書提出日より90日以内に発行されたもの）

- ・登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）
- ・納税証明書又は完納証明書（住所を有する市町村の市町村民税のもの）
- ・国税の納税証明書（「その3の3」法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）

③提出部数：イ及びウは9部（正本1部、副本8部）、その他は1部

④提出方法：

市民課まで持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、「窓口番号案内企画提案書在中」と朱書きし、簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法としてください。

5. 評価及び選定結果について

(1) 評価について

- ①別表の評価基準に基づき、選定委員会にて評価を行います。
- ②各選定委員の評価点の合計点が最も高い事業者を選定します。
- ③選定委員の評価点の合計が、総評価点の半分に満たない事業者は選外とします。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

①日時：令和3年2月26日（金）午後1時30分開始

②場所：各務原市役所4階第3会議室

③提案：1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。

○プレゼンテーション 20分以内

○ヒアリング審査（質疑応答） 10分程度

④出席者：1事業者3名以内（ヒアリングに回答できる者1名以上）

⑤その他：

ア プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等に記載された内容に基づいて行うこととします。

イ 電子機器（プロジェクター・スクリーン・パソコン・延長コード等）を用いて行う場合は、参加提案者において用意してください。

ウ 提案の順番については、企画提案書の受付順とします。

（各提案者の開始時間は後日通知します。）

(3) 選定結果の通知について

市は、選定事業者として1事業者を選定し、その旨を全応募者に文書にて通知します。

6. 協定の締結

選定事業者と市が、事業に係る仕様を確定させた上で、協定を締結するものとします。

この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に協定締結の交渉を行います。

7. 行政財産使用許可申請書の提出

選定事業者は、市が指定する日までに行政財産使用許可申請書を提出してください。

8. 資格喪失

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出資料が本募集要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本募集要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 選定委員や関係職員に接触があった場合
- (6) 「6. 協定の締結」で行う協議が整わなかったとき。
- (7) その他本募集要領に違反するなど選定委員会が不適格と認めた場合

9. その他

(1) 費用負担

本件プロポーザルの参加に係る費用はすべて参加者の負担とし、参加報償費等は支払いません。

(2) 提出資料の取扱い等

- ①提出された書類等は、返却しません。
- ②提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。
- ③一応募者が複数の企画提案書を提出することはできません。
- ④提出された書類は、評価に必要な範囲において複製することができるものとし、プロポーザル以外の目的には、提案者に断りなく使用しないものとします。
- ⑤仕様書は、プロポーザルにあたり本業務に対する市の考えをまとめたものであり、市と事業者が協議の上、内容を変更できるものとします。
- ⑥審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

10. 問合せ先

各務原市役所市民生活部市民課 住民記録係 担当 井上

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話：058-383-1079

FAX：058-383-2452

E-mail：simin@city.kakamigahara.gifu.jp

別表

プロポーザル審査基準

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、各審査委員の採点数の合計により算出する。

審査項目及び評価内容		配点
提案内容	本業務の趣旨・目的を理解し、積極的な取組み意欲が感じられるか。	10点
	仕様書記載の設置機器について提案内容は的確であるか。	10点
	システム等に関する独自の提案、工夫などがされているか。	10点
	広告の募集等及び行政情報の制作等について提案内容は的確であるか。	10点
	仕様書以外の提案内容は評価できるものか。	10点
業務体制	システム運営に支障が出た場合の体制は的確であるか。	10点
	定例の保守内容等の体制は的確であるか。	10点
	業務を効果的に実施するための体制を有しているか。	10点
遂行能力	提案業務の実施スケジュールは適正か。	10点
会社概要	安定して業務を行い得る経営基盤があるか。	10点
合 計		100点